平成２８年（フ）第３８０号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番19―107号
債務者　島田　忠孝
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９３号
神戸市東灘区住吉南町３丁目４番８―501号
債務者　髙橋　輝充
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０１号
神戸市垂水区清玄町４番地の19　エボニーグローブ201号
債務者　永田　廣子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３３号
神戸市垂水区青山台４丁目２番１―203号
債務者　山田　花子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９５号
兵庫県西宮市今津大東町１番２―302号
債務者　野辺哲夫こと　野邊　哲夫
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３７号
鳥取県米子市青木506番地、前住所鳥取県米子市両三柳47番地４
債務者　江原　明夫
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３３６号
広島市東区福田３丁目13―３―２、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央３丁目４番18―101号
債務者　柳生　彩乃（旧姓小中）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４９号
広島県安芸郡海田町曙町11番26―301号
債務者　柴田　由香（旧姓梶山）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
岩手県釜石市定内町１丁目10番27号　柏山方
債務者　佐藤　　匡
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
秋田市新屋前野町17番16号
債務者　佐々木　弘
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３号
千葉県成田市久米野335番地２
債務者　迫本　　晋
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０９号
千葉県白井市清水口２丁目４番８棟205号
債務者　村上久美子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４８号
新潟県新潟市江南区亀田東町３丁目２番12号
債務者　野口　拓朗
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
新潟市中央区南浜通１番町373番地３　チサン南浜708号
債務者　加藤賢太郎
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
新潟市中央区女池３丁目65番７号　グリーンハイツ女池203
債務者　笠井　直樹
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
新潟市北区東栄町１丁目８番16号　東栄ハイツ203号
債務者　齋藤　　榮
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
新潟市江南区亀田東町１丁目１番１号　ハイツアヅマ103号
債務者　本間　隆行
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部